

事務連絡
令和2年7月14日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
医事課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について（その2）

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（以下「慰労金事業」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を改めるとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和2年6月16日事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について」（令和2年6月16日事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第4版）について」（令和2年7月3日事務連絡）を示してきたところです。

上記の通知・事務連絡は、厚生労働省ホームページ（以下のURL）に掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

慰労金事業について、円滑にかつ迅速に医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。当該医療機関等が雇用する医療従事者等の他、派遣労働者である医療従事者等及び業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者等を含む。）へ慰労金が給付できるよう、都道府県と国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の業務委託の標準的なモデルを前提として、下記のとおり、標準的な交付事務の方針、医療機関等の申請マニュアル（別添1）申請書等（別添2）個別申請の申請書（別添3）医療機関等向けのリーフレット（別添4）執行に向けた主なスケジュール（別添5）等をまとめましたので、御了知の上、医療機関等に周知するとともに、慰労金事業の実施に向け準備方お願いいたします。

なお、今後、変更・追加等が生じた場合には、改めて連絡いたします。

記

1. 対象者等

慰労金の給付対象となる者については、実施要綱のとおりですが、その他「新型コロナウイルス感染症対応緊急包括支援事業に関するQ & A(第4版)」について(令和2年7月3日事務連絡)などを参考にして、適切に給付が完了するよう留意してください。

また、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定されているか否かについては、都道府県等において令和2年6月30日までに実際に指定・依頼等役割を付与されているかどうかで判断してください。

2. 都道府県と国保連合会の業務委託契約

慰労金事業については、対象となる医療機関等の医療従事者等の数が膨大であること、それらの医療機関等の医療従事者等に対し、迅速に慰労金を給付するために早期に申請受付を開始する必要がある、そのための方策として既存システムの活用が考えられること、なりすまし請求防止の観点から、医療機関等と口座情報を紐付けて管理していることが望ましいことから、6月26日の国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び全国の国保連合会が参加した会議において、都道府県と国保連合会の委託契約により、国保連合会が医療機関等からの申請受付業務、医療機関等への振込業務を行うことを標準的なモデル(以下「標準的なモデル」という。)とすることが合意されています。

『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業』及び『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業』等の国民健康保険団体連合会への業務委託について(令和2年7月2日医政支発0702第1号・医政医発0702第2号・障企発0702第1号・障障発0702第1号・老介発0702第1号・老振発0702第1号・保国発0702第1号)により、都道府県から国保連合会への業務委託に係る契約書例(別添6)を示しているところであり、標準的なモデルにおいて医療機関等からの申請受付が国保連合会で開始される予定の7月20日ごろまでに、都道府県と国保連合会の業務委託契約を締結するようお願いいたします。

また、標準的なモデルを前提とした執行に向けた主なスケジュールは、別添5のとおりですので、慰労金事業の準備の参考にするようお願いいたします。

なお、都道府県において、標準的なモデルを修正して、慰労金事業の給付事務を行うことも可能です。その場合、医療機関等に対して、申請書等の提出先等を十分に周知するようお願いいたします。また、実際の都道府県と国保連合会との契約内容が標準的なモデルと一部差異がある場合においても、全体として、標準的なモデルを参考に事務を実施していただくようお願いいたします。

3. 標準的なモデルを前提とした標準的な給付事務の方針

(1) 医療機関等の申請マニュアル及び申請書等の医療機関等への配布

標準的なモデルを前提として、医療機関等の申請マニュアル(別添1)及び申請書等(Excel様式)(別添2)を作成しました。医療機関等の申請マニュアル(別添1)について、都道府県で独自に追加・修正する部分を追加・修正するとともに、申請書等(Excel様式)(別添2)と併せて、都道府県ホームページに掲載するなど、医療機関等に周知するようお願いいたします。

なお、医療機関等の申請マニュアル(別添1)及び申請書等(Excel様式)(別添2)は、厚生労働省ホームページ(以下のURL)にも掲載します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

また、Excel様式の申請書等を用いて申請することが困難な医療機関等も想定されることから、医療機関等の申請マニュアル及び申請書等を印刷したものを都道府県庁舎等に備え置く等のご対応も併せてお願いいたします。

(2) 医療機関等からの申請

標準的なモデルにおいて、医療機関等からの給付金の申請については、「概算給付申請」(医療機関等は、対象となる医療従事者等を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めた上で、慰労金及び医療従事者等に振込みを行う場合の振込手数料(以下「慰労金等」という。)の合計の費用について、概算額で慰労金等の申請を行う、医療機関等に対して、概算払いで慰労金等を交付する、医療機関等は、慰労金の医療従事者等への給付後に精算(慰労金を医療従事者等本人へ振り込んだ旨の証憑の提出等)することとしていきます。

また、派遣労働者である医療従事者等及び業務委託受託者の労働者として当該医療機関等において働く従事者等については、医療機関等において、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社又は業務委託受託者と相談して、当該業務に10日以上勤務している従事者等の一覧を提出してもらうことなどにより、医療機関等からまとめて申請することとしています。

なお、医療機関等を退職した者については、対象期間中に勤務していた医療機関等が取りまとめて申請を行うことを原則としていますが、そのうち、医療機関等で退職者の情報を把握することができない場合など医療機関等での取りまとめが難しい者は、直接、都道府県に個別申請することとしています。

(3) 医療機関等からの申請書等の提出

標準的なモデルにおいて、申請書等の提出は、原則として、医療機関等がExcel様式の申請書等(別添2)を用いて、国保連合会の「オンライン請求システム」(医療機関等が診療報酬請求事務で使用するシステム)又は慰労金事業専用の「WEB申請受付システム」により行うこととしています。

現在、国保中央会及び国保連合会において、システム改修等を行っているところです。「オンライン請求システム」による申請の受付開始は7月20日

ごろ、慰労金事業専用の「WEB申請受付システム」による申請の受付開始は7月25日ごろを予定しています。8月以降の申請書等の受付期間は、毎月15日から月末までとする予定です。

なお、インターネット対応環境にない医療機関等においては、「電子媒体(CD-R等)」で国保連合会に申請書等を提出することも可能です。また、電子媒体での申請も困難な場合は、「紙媒体」で国保連合会に申請書等を提出することも可能です。

医療機関等の申請は、原則各医療機関等で1回を想定していますが、給付申請に漏れが生じた場合には複数回の申請が行われることがあります。

(4) 国保連合会から都道府県への申請書等の送付

標準的なモデルにおいて、国保連合会に提出された申請書等について、国保連合会は、都道府県の給付決定に必要なデータを抽出するとともに、国保連合会から振込みが可能な医療機関等の一覧(以下「申請概要一覧」という。)及び国保連合会から振込みが不可の医療機関等の一覧(以下「取扱不可一覧」という。)を作成します。また、国保連合会は、都道府県に対して、申請概要一覧、取扱不可一覧、申請書等を、毎月一度(毎月5日ごろの予定)送付することとしています。

国保連合会に登録されている医療機関等の口座が債権譲渡されている場合などは、国保連合会から慰労金等の振込みが行えないこととなります。

(5) 慰労金等の給付決定

都道府県においては、申請書等を速やかに確認し、慰労金等の給付決定を行った上で、医療機関等に対して給付決定通知を交付いただくこととなります。また、国保連合会に対して、確認後の申請概要一覧及び取扱不可一覧を送付するとともに、国保連合会から振込みを行う医療機関等への慰労金等の合計額を、毎月中旬(毎月20日ごろまで)に、国保連合会に交付するようお願いします。

(6) 医療機関等への慰労金等の振込み

標準的なモデルにおいて、医療機関等への慰労金等の振込みは、原則として、国保連合会が行うこととしています。この場合、国保連合会は、医療機関等に振込通知書を送付した上で、毎月下旬(毎月27日ごろの予定)に、医療機関等の口座に慰労金等の振込みを行い、振込みの実績報告を都道府県に送付することとしています。

医療機関等への慰労金等の振込みは、最速で、申請書等の受付の翌月下旬(翌月27日ごろの予定)となる予定です。

他方、国保連合会に登録されている医療機関等の口座が債権譲渡されている場合など、国保連合会から振込みができない医療機関等((4)「取扱不可一覧」に掲載されている医療機関等)については、都道府県において、医療機

関等の申請書等に記載された口座に慰労金等の振込みを行っていただくこととなります。

(7) 慰労金の執行状況の管理

申請概要一覧及び取扱不可一覧の情報を合わせた「医療機関等管理表」を活用するなどにより、慰労金の執行状況を管理するようお願いします。

7月中を目途に別途送付する予定です。

4. 特殊なケース

(1) 国や地方自治体が設置する医療機関等の医療従事者等に対する給付

国や地方自治体が設置する医療機関等については、速やかな補正予算措置ができず、慰労金を迅速に医療従事者等に給付できない場合があります。該当する医療機関等についても、対象となる医療従事者等から慰労金の代理申請の委任状を集めた上で、国保連合会に申請書等を提出することとしていますが、慰労金を迅速に医療従事者等に給付することができるよう、当該医療機関等の医療従事者等への慰労金の給付については、都道府県において、申請書等に記載された医療従事者等個人の口座に振込みを行っていただきますようお願いいたします。

なお、独立行政法人（例えば、国立病院機構等）の医療機関等は、通常とおり、国保連合会から医療機関等への振込みとなります。

(2) 退職者等の申請・給付

申請時点で医療機関等に勤務していない者（勤務していた医療機関等が廃院等した場合を含む。）への給付は、対象期間中に勤務していた医療機関等が取りまとめを行うことを原則としています。しかし、医療機関等で退職者の情報を把握することができない場合など医療機関等での取りまとめが難しい者は、直接、都道府県に個別申請することとしており、退職者等から都道府県に個別に給付申請があった場合には、都道府県から慰労金の給付を行っていただきますようお願いいたします。

なお、個別申請を行う者については、対象期間中に勤務していた医療機関等から、申請書に勤務期間等の記入を得た上で、都道府県に申請することとしています。

個別申請の申請書（別添3）を作成しましたので、個別申請を行う場合の申請書の提出窓口、提出方法等と併せて、都道府県ホームページに掲載するなど、周知するようお願いいたします。

なお、個別申請の申請書（別添3）は、厚生労働省ホームページ（以下のURL）にも掲載します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

また、個別申請の慰労金の執行状況の管理についても、3.(7)の「医療機関等管理表」と同様の管理表を用意する予定としています。

- (3) 都道府県等から役割を設定された地域外来・検査センターで業務に従事した医療従事者等や宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務に従事した者の申請・給付

これらの医療従事者等については、地域外来・検査センター(いわゆるPCR検査センター)や宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務での勤務実績を踏まえて、当該医療従事者等が勤務している医療機関等から申請を行うことができます。その場合、当該医療従事者等については、地域外来・検査センターを実施する団体等又は都道府県・政令市等から勤務期間証明を取得いただくことが必要となります。

なお、都道府県が、これらの業務を実施する団体等を通じて、個別申請するよう促し、個別申請に対応して給付を行うことでも差し支えありません。

5. 精算事務等

(1) 精算事務

医療機関等は、派遣労働者や業務委託受託者の医療従事者等を含めて、医療従事者等への慰労金の給付が終わった後、振込み等の証憑を都道府県に提出することとしています(提出は医療従事者等への給付が終了してから概ね1か月以内を想定)。

(2) 医療機関等で発生する振込手数料

医療機関等は、申請に当たって、医療従事者等に振込みを行う場合の振込手数料を不足が生じないように計上します。医療機関等は、医療従事者等への慰労金給付後に振込手数料に残額が生じた場合には、都道府県との精算手続きにおいて、当該残額を返還することになります。

(3) 不当利得の返還請求

複数の医療機関等から慰労金を受給している者、慰労金給付の要件を満たしていない者が確認された場合には、該当者に対して民法上の不当利得として返還請求を行うこととなります。

6. その他

(1) 医療機関等への周知

慰労金事業について、医療機関等向けのリーフレット(別添4)を作成しましたので、都道府県においても、都道府県で独自に追加・修正する部分を追加・修正するとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第4版)について」(令和2年7月3日事務連絡)等と併せて、都道府県ホームページに掲載するなど、医療機関等に周知するようお願いします。

医療機関等向けのリーフレット(別添4)は、厚生労働省ホームページ(以下のURL)にも掲載します。

(2) コールセンター

厚生労働省医政局における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関するコールセンターについて、以下の直通番号を開設し、電話対応できる回線数を増強しています。

厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

- ・電話番号 03-3595-3317
- ・受付時間 平日の9時30分～18時

また、国保連合会の「オンライン請求システム」や「WEB申請受付システム」など、医療機関等の申請時のシステムに関する問合せについては、7月下旬(7月20日ごろの予定)を目途に、国保中央会にヘルプデスクを設置する予定です。